

令和5年第6回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和5年5月9日(火) 開会 午後1時30分
閉会 午後3時25分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 17名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口—憲幸(欠席)	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重—隆弘(欠席)	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

5番 溝口 憲幸 8番 岩重 隆弘

6. 議事録署名者

14番 船木 良江 15番 河野 芳徳

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長	大畦 裕之	事務局次長	小路 和典
主幹(事)主任	平木 周二	主 事	山崎 智晴
主任技師	小林 孝次		

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について

- (4) 相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について
- (5) 広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について
- (6) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (7) 農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと（非農地）の判断について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・農政に係る審議事項

- (1) 令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について
- (2) 令和5年度最適化活動の目標の設定等について
- (3) 令和5年度農地利用状況調査の実施計画（案）について
- (4) 令和6年度広島市農政に関する意見書について

・その他

- (1) 「農業委員会だより（令和5年夏号）」について
- (2) 有害獣の防除用設備の補助制度等について
- (3) 水田活用の直接支払交付金について
- (4) 担い手育成研修生について
- (5) 農業委員・推進委員による農業体験学習について
- (6) 中山間地域お宝掘り起こし事業について
- (7) 広島市農業委員会研修会・懇親会の開催について
- (8) 令和5年度第1回地区協議会について
- (9) 令和5年度農地利用最適化推進委員の総会出席予定について
- (10) 令和5年5月の現地調査日程について
- (11) 令和5年度もりメイト育成講座について

議 事

議 長（福島会長）

ゴールデンウィークも終わりました、昨日から新型コロナウイルス感染症が5類へ移行となりましたが、まだまだ少しずつ発生しておりますので、健康管理には十分注意していただきたいと思います。

それでは、令和5年第6回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。農業経営改善計画、安佐北区安佐地区の沖田推進委員です。よろしくお願いいたします。

なお、農業経営改善計画、安佐北区安佐地区の水本推進委員は欠席です。

本日の欠席は、5番、溝口委員、8番、岩重委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。14番、船木委員、15番、河野委員、お願いします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、8件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請8件について説明します。議案の3ページ、4ページをご覧ください。

1番は、生前贈与のために父から子へ譲渡するものです。

2番、6番及び8番は新規就農するために取得するものです。2番の申請地は、譲受人の父親の田に隣接しており、効率的な水稲の作付けのために取得するものです。6番は、譲渡人の死亡に伴い、相続人が住宅と農地を譲受人へ売却するものです。申請地の一部は、転用許可を受けて転用されており、議案第2号3番の許可申請と同時に提出されたものです。本来であれば、土地の取引は筆単位のため、本件申請のように土地の一部の農地法第3条許可では所有権移転登記はできませんが、残りの転用部分を農地法第5条の許可を受けて同時に登記申請することにより、所有権移転が可能となります。譲受人より、野菜・ブドウを作付けする旨の営農計画書が添付されています。8番は、譲受人が経営するカフェで健康茶を提供しており、その薬草を栽培するために隣接する申請地を取得するものです。

3番、5番及び7番は、規模拡大のため申請地を取得するものです。

4番は耕作地を取得するものです。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番担当の岩重委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読します。8番の岩重です。1番の案件は、4月18日に己斐委員と事務局職員2名で現地確認しました。譲渡人は高齢のため、譲受人の息子さんに農地を譲渡し、譲受人は引き継いで耕作をされるそうです。申請地はきれいに管理され、鳥獣害の対策もされており、この申請は問題ないと思います。

議 長

2番、3番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。2番、3番は、令和5年4月18日火曜日に、岩重委員と事務局職員2名とで現地の調査を行いました。2番の申請地は適正に保全管理されており、譲渡人は、87歳と高齢で耕作が困難なため、譲受人に譲渡するものです。譲受人は、現在実家が所有している農地と隣接しており、利便性が良いことから譲り受けて、営農計画書のとおり、引き続き水稻の栽培を行う案件です。問題はないと思います。

3番の申請地は除草されており現在休耕中ですが、申請は4筆合わせて1枚の農地になっています。〇〇の地目は宅地ですが、現況は農地となっています。以前母屋と納屋が建っていましたが、現在は解体されています。譲受人は、譲渡人の甥にあたり、住まいは市内中区ですが、通作距離28km、自家用車で約1時間、土日を利用して耕作するもので、ジャガイモ、タマネギ等を栽培し、自家消費及びこども食堂の方へ寄付する予定になっています。問題はないと思います。

議 長

4番から6番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。4番、5番、6番の案件について、いずれも4月18日に船木委員、事務局職員2名とで現地調査を行っています。

4番の案件は、譲渡人は高齢で、息子さんは会社勤めがあるため耕作の意思がないということでした。譲受人は、以前から、申請地を耕作しており、確認に行った時も、現地はきれいに管理され、野菜を作られていましたので問題ないと思います。

5番の案件は、譲渡人は、機械が壊れたため、今年から水稻を作付けしないと決められ、譲受人が、譲渡人の土地に隣接する農地を持っており、隣接しているため作りやすいことと、水路の確保のために申請地を譲り受けるもので、問題はないと思います。

6番の案件は、平成30年9月に譲渡人の夫が申請地を購入されたのですが、昨年12月に亡くなられたため、譲渡人が相続しましたが、農業経験もなく耕作をする意思もないため、譲受人に譲り渡すもので、現地はしっかりと管理されており、譲受人は新規就農し、野菜、ブドウを作られるということで問題はないと思います。

議 長

7番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。7番について、4月18日に事務局職員2名及び谷口委員と現地調査を行いました。譲渡人は高齢で今までのように農地を維持できなくなることで、譲受人は自宅の前の農地で利便性が良いということで問題はありません。

議 長

8番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。8番の案件は、4月19日に事務局2名と奥田委員にて現地調査を行いました。譲渡人は高齢で不在地主です。この度譲受人が自宅の隣接地を求めた申請で、管理も十分であり異議ございません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、8件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請について7件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の7件について説明いたします。議案の5ページ、6ページをご覧ください。

1番は、宅地への転用事案で、隣接する宅地と共に申請地を譲り受け、宅地と一体で庭敷として利用するものです。申請地のうち、現況が休耕のものは、隣接する宅地と公図上プラス地番となっていますが、所有者が同一であり、かつ転用後の地目が双方とも宅地となるため、筆界確定までは求めています。

2番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。当該設備は3か所で、転用面積の合計は30aを超えますが、個々の設備は独立しているため、常設審議委員会の意見聴取案件に該当しないことを、広島県農業会議に確認済みです。

3番は、雑種地への転用事案で、譲渡人が倉庫及び駐車場を設置する目的で令和4年2月25日に農地法第4条の許可を受けて転用した部分につき、譲渡人の死亡に伴い、相続人が譲受人に所有権移転するもので、議案4ページの議案番号6に記載しています、農地法第3条許可と同時に申請のあったものです。なお、譲渡人が転用した部分については、引き続き同目的で譲受人が利用します。

4番は、雑種地への転用事案で、警察犬及び家庭犬の訓練所を営む譲受人が、申請地を譲り受け、犬の訓練場として利用するものです。

5番は、雑種地への転用事案で、屋外広告看板等の製造業を営む譲受人が、申請地を譲り受け、パレット類の資材置場として利用しようとするものです。

6番は、宅地への転用事案で、建築業等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、会社の保養施設として取得済みの宅地と一体で、庭敷の拡張を行おうとするものです。

7番は、宅地への転用事案で、申請地を借り受け、本年4月14日付けで非農地証明を受けた隣接地を含む住宅敷地への進入路として利用するものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

なお、1番、4番、7番の案件は、既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

また、6番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関する法律に基づく第12条公告が本年2月16日付けでされており、農用地区域から除外されたことを確認しています。

本案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第 2 号について、担当委員の意見を伺います。1 番、上垣内委員。

上垣内委員

6 番、上垣内です。4 月 1 9 日に事務局の方 2 人と現地確認しました。現況は議案のとおり宅地と休耕地で、市街化調整区域です。近隣の方々にも確認しましたが、問題はないようなので、この案件は問題ないと思います。

議 長

2 番、高島委員。

高島委員

1 1 番、高島です。2 番は 4 月 1 8 日に事務局職員 2 名と現地を確認しました。事務局から説明がありましたとおり、3 か所 1 0 筆の休耕地です。これを発電出力合計 1 4 3 . 5 5 k W の太陽光発電設備を設置するものです。農地には用水路等ありましたが、ご近所に確認しましたが、現在使用されていないので、何も問題ないとのことです。現況休耕となっておりますが、先代が造園業を営まれており、現在は造園に関する樹木が植えられているという状況です。周辺農地には影響はなく問題ありません。

議 長

3 番、谷口委員。

谷口委員

1 3 番、谷口です。3 番の案件は、4 月 1 8 日に舩木委員、事務局職員 2 名とで現地調査を行っております。当申請は、面積が 5 7 3 m²のうち 2 1 0 . 9 5 m²の部分転用です。事務局の説明のとおり、令和 4 年 2 月に転用申請され、転用されたものですが、部分転用のため、地目変更ができないので、今回改めて譲受人によって先ほどの 3 条許可申請と同時に 5 条許可申請されたもので問題はありません。

議 長

4 番から 6 番、舩木委員。

舩木委員

1 4 番、舩木です。4 番から 6 番については、令和 5 年 4 月 1 8 日火曜日に事務局職員 2 名と現地調査を行ったものです。

4 番は犬の訓練所として平成 5 年に転用を行っていますが、今回始末書を添付して申請されました。周囲に影響はなく、問題ないと思います。

5 番は、譲受人の工場の裏手にある農地です。自動車部品に特化した運搬パ

レットの製作等を手掛けている会社で、パレット類の置き場として利用するもので問題ありません。

6番は譲受人は法人で、法人の保養施設の庭敷拡張を行うもので、問題はありません。

議 長

7番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。7番は、4月19日水曜日に事務局の方2名と現地調査をいたしました。農家住宅の建替に伴い通路部分の地目が田のままだったので、今回宅地に転用するもので、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、7件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、農地法第5条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。議案の7ページをご覧ください。

本案件は、倉庫及び事務所への転用目的で、平成30年6月6日付けで農地法第5条の許可を受け、取得したものです。

申請人は、取得後に平成30年11月1日から着工する予定でしたが、当該建物請負工事契約が遅れたため、令和2年4月30日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和元年第4回総会で承認しました。

その後、正面道路から進入するためには県有地及び里道を介する必要があるため、当該土地を払い下げ後に着工することとしたため、再度、令和4年3月31日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和3年第4回総会で承認しました。その後、申請地に隣接する休耕地を購入検討であり、購入可能となれば、

当初の許可区域と一体での建築計画に変更するため、当該土地所有者と交渉する期間について、再度、令和5年3月31日までを期限とする履行延期の承認申請があり、令和4年第5回総会で承認しました。

今回は隣接地を購入することが不可能となり、当初の許可区域で建築することとなったため、再度、令和6年7月31日までを期限とする履行延期の承認申請があったものです。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、担当委員の意見を伺います。1番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。令和5年4月18日、事務局職員2名とで現地調査を行っております。先ほど事務局から説明がありましたとおり、再度の履行延期承認申請であり、この度隣接農地購入が不可能となったため、当初の許可区域内での建築をすることとなったため、再度履行延期するものです。なお、当申請地の所有権移転等は済んでおり、接面道路の里道及び県有地の払い下げも完了しております。よってこの履行延期につきましては、問題ないものと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について、1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、相続税の納税猶予に関する適格者証明申請について説明します。

この相続税の納税猶予の特例については、相続人が、農業を営んでいた被相続人から農地等を相続し、農業を原則20年以上継続する場合に限り、農地価格のうち農業投資価格を超える部分に対する相続税の納税を猶予する制度です。農業委員会としましては、①被相続人が農業を営んでいたか、②相続人が引き続き農業経営を行うと認められるか、③申請農地は、農業を営んでいた被相続人から相続した農地等で、適正

に管理が行われているかなどを審査し、適格者証明書を交付するものです。

それでは、議案の8ページをご覧ください。今回1件の申請があり、その内容につきましては議案に記載しているとおりです。この申請につきましては、先ほど申し上げた①から③の要件を満たしていることを確認しており、租税特別措置法第70条の6第1項の規定を受ける農地に該当します。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。4月17日に事務局の方と現地を確認しました。田、畑ともきちんと管理され、水稻、野菜の作付の準備をされていきました。問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、適格者として証明することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、適格者として証明することに決定します。続きまして、議案第5号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見聴取について、20件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、広島農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取について説明いたします。本件につきましては、議案の9ページの説明にありますように、広島市が当初に計画していた農業振興地域整備計画を変更しようとする場合は、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定に基づき、広島市長は農業委員会に意見を聴くこととなっており、この度、意見照会があったものです。変更内容は、議案に記載しているとおりです。

今回、ご審議いただくのは、令和5年2月末までに土地利用計画変更申出書が提出されたものです。農地法第4条許可申請予定の案件が1件、農地法第5条許可申請予定の案件が15件、非農地証明に係る案件が4件、合計20件を農用地区域から除外しようとするものです。また、農用地区域へ編入するものではありません。

農用地域から除外する案件のうち、農地法第4条・5条の許可申請予定となる案件の詳細は、議案の16ページから19ページ「農業振興地域整備計画の変更に係る意見の聴取に伴う参考資料」のとおりです。審議事項の案件ごとに、議案の表の右端の理由欄に関連する番号を「別紙農地法第4条許可申請予定の○番」と記載しております。なお、農用地域から除外する案件では、農地法第5条許可申請予定件数を15件と説明しましたが、各々の土地所有者が異なっており、申請単位では3件となるため、17ページの合計は17件となっています。

農地法第4条・5条の許可申請予定の案件については、いずれも担当委員と事務局職員が現地調査を行っています。

この度の農業振興地域整備計画の変更につきまして、広島市は、農業委員会の意見聴取の後、広島県との事前協議、広島市農業振興対策審議会への諮問等を経て、今年6月下旬に農振法第11条に基づく公告が行われる予定であり、農地転用許可申請は、この公告後に受付けることとなっております。以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

担当委員のご意見をお伺いします。4条許可申請予定の1番、5条許可申請予定の1番から3番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。4条関係、5条関係の4件につきまして、3月20日に事務局職員2名と現地調査を行いました。

第4条関係の1番ですが、申請人は土木工事請負業を営む法人の代表者で、既に雑種地に転用して現在利用されていますが、周辺農地への影響もないため、本件申請は特に問題はありません。

次に、第5条関係の1番ですが、住宅兼飲食店、駐車場、ドッグランの用途に変更しようとするものです。譲渡人は、高齢となり自宅から離れている農地の維持管理が困難となり、譲受人は移住して、飲食店とドッグランを開設しようとするものです。周辺農地への影響もないため、特に問題はありません。

2番は、先ほどの第4条関係の1番の隣接地で、建設用資材置場に転用しようとするものです。譲渡人は西区に居住し、耕作困難なことから、譲受人の法人に売却する予定です。周辺農地への影響もないことから、特に問題はありません。

3番は、駐車場に転用しようとするものです。譲渡人は東区に居住し、耕作困難な状況にあり、譲受人は自宅に隣接している当該地を駐車場として利用しようとするものです。周辺農地への影響もないことから、特に問題はありません。

議 長

5条関係の4番、谷口委員。

谷口委員

13番、谷口です。4番の案件につきましては、令和5年3月17日に事務局職員とで現地を確認しております。現地は昨年9月に、太陽光発電を設置するということで、法人によって申請されたものですが、この太陽光発電施設を管理するため、申請地番の約半分に地役権を設定して管理用通路とするものです。現地は休耕状態であり、特に問題はないと思いますので異議はありません。

議長

5条関係の5番、6番、船木委員。

船木委員

14番、船木です。5番、6番については、令和5年3月17日事務局職員2名及び谷口委員と現地調査を行いました。

5番については、昭和34年の相続前から隣家の駐車場として使用貸借しており、当時より車両の進入路及び駐車場として利用されてきました。この度その隣家を売却するにあたり、譲受人が駐車場及び資材置場として購入されたものです。問題はないと思います。

6番は、法人の各種車両が増え、また、規模拡大したいという思いがあり、駐車場及び資材置場が必要となったもので、問題はありません。

議長

5条関係の7番から14番、担当の岩重委員は欠席です。意見は事務局に伝えているとのことで、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

岩重委員の意見を代読いたします。8番の岩重です。7番から14番について説明します。3月22日に事務局職員2名と現地確認しました。

7番から14番の申請地は狭小地や段差のある農地、大型農機の出入が難しい農地でしたが、保全管理されてきました。7番から14番の譲渡人はこの先も耕作の予定がなく管理も出来ないため、太陽光発電の用地として売却する計画が提出されています。周辺農地への影響もないと思いますので、この申請は問題ないと思います。

議長

5条関係の15番、16番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。15番、16番は、令和5年3月17日に事務局職員2名と現地調査を行っております。15番の申請地は休耕中で、太陽光発電設備設

置に伴う耕作への影響もなく、問題はないと思います。

16番も、太陽光発電設備の申請ですが、申請地の東側一帯は太陽光パネルがかなり設置されておりまして、この度も法人が太陽光発電設備を設置するということです。周辺耕作農地への影響もなく、異議はありません。

議 長

5条関係の17番、吉田委員。

吉田委員

17番、吉田です。17番の案件は、3月20日に事務局2名と奥田委員にて現地調査を行いました。本申請の隣接地は過去に土砂搬入が行われ、井戸水の水質悪化などで住宅団地を含む住民トラブルが発生した場所です。本申請は土木資材置場拡充目的の土地利用申請ですが、被害防除措置計画書に記載のとおり、現状のまま利用、造成整地はしないと記してあります。その条件確約のもと、問題ないと思われ、異議ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

佐藤委員

4番の地役権というのは、どういう内容か。私は初めて聞く気がするのですが、よく分からないので、ちょっと教えてください。

事務局（平木主幹）

地上権と同じようなもので、全部事項証明書に要役地などの内容が載ります。賃借権より強いものが地上権とか地役権になります。普通の賃借権であれば、登記しませんが、この地役権については、登記されるものです。

議 長

その他ございませんか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案第5号の20件を、意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について4件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について説明します。

令和5年4月12日及び4月14日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による農業経営基盤強化促進法の基本要綱に基づき、市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができるとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の20ページ、21ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで、申請の詳細については22ページから45ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、ハウスで葉物野菜と果菜類を栽培し、市場出荷を行っております。今後は、葉物野菜の調整に自動包装機を導入、また人参洗浄機も導入し、生産の効率化を図ります。コマツナの単価が低下していることから、ハウレンソウや果菜類の作付面積を増やすとともに、果菜類についてはバックホーによる土壌改良や技術習得に努めることで単収の増加を図ります。同時に従業員の適性に応じた仕事の配分をし、一人当たりの年間労働時間2,000時間、年間所得519万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、ハウスでコマツナなどを栽培し、市場出荷を行っております。今後は、ほ場管理用ソフトを導入し、効率的な栽培管理を行う。葉物野菜は常時雇用従業員の技術習得による生産性の向上を図ります。アスパラガスについては自動収穫機の導入を図ります。ミニトマトについてはおいしさにこだわった特徴のある品種の生産による契約出荷を行うことで、一人当たりの年間労働時間2,000時間、年間所得541万円を目指す計画を立て、申請するものです。

3番の申請者は、現在、ハウスでトマト、いちごなどを栽培し、市場出荷を行っております。今後は、他産地の視察や情報収集により、トマト、しいたけ、いちごの環境制御等の栽培技術の向上を図り、収量を段階的に増加させます。トマトについて、飲食業者と連携し、ハンバーガーに適した品種の導入により、新たな販路拡大を図ります。いちごの観光農園に取り組み、付加価値の向上を

図り、一人当たりの年間労働時間 2,000 時間、年間所得 1,061 万円を目指す計画を立て、申請するものです。

4 番につきましては、申請者から農林水産大臣へ申請書の提出があったことから、令和 5 年 4 月 10 日付けで農林水産大臣から広島市長へ意見聴取の依頼がありました。申請者は現在、国内 7 か所の植物工場で、かいわれ、豆苗などを栽培、出荷しております。農地台帳によると、〇〇区の農地を約 47 a 借り入れておりますが、申請書では農用地の記載はございません。これは、所得目標を達成するうえで必要がないなど農業経営上重要と考えられるものでなければ記載する必要がないことによるものと思われまます。今後は、新たに〇〇県内で植物工場を増設します。従来の人力や台車に乗せて次工程に進めている方式でなく、農業先進国オランダと日本の最新技術を取り入れます。気化熱を利用したエコな冷房システム、自動化された苗の運搬システム、光や気温などの育成環境の管理を目的としたコンピューターを導入します。同時に経営管理の強化、勤務体制の改善を図ることで、一人当たりの年間労働時間 1,936 時間、年間所得 20 億 3,381 万円を目指す計画を立て、申請するものです。

以上で議案第 6 号の説明を終わります。

議 長

議案第 6 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員の意見を伺います。1 番、2 番、沖田推進委員。

沖田推進委員

安佐北区安佐地区を担当しております農地利用最適化推進委員の沖田です。よろしくお願ひいたします。

1 番の申請者ですが、昨日、谷口委員と農園の方を訪問し、色々と話を聞きました。現在ハウスと露地で季節に対応した葉物野菜、ホウレンソウ、キュウリを中心に栽培され、市場の方へ出荷されています。今後は、パート人員を増やしたい希望もありますが、なかなかそうはいかないということから 4 名程度に抑え、収益の向上を図るべく生産の技術を向上したり、あるいは生産の効率化を図るべく各種必要な機械を導入し、収益のアップを目指されています。また、今年から新たにトマトの栽培に取り組もうとされています。地元の方々も高齢化しておりますので、ぜひ申請者には頑張ってもらって、期待しております。この経営改善計画の更新について問題はないと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

2 番の申請者ですが、同日に農園の方へ訪問しました。現在はハウスが中心になりますが、ホウレンソウ、コマツナを栽培され、市場に出荷されています。今後は、ほ場別の管理を徹底しながら、生産性を効率化し、経営拡大を図ろうとされています。また、昨年から隣地を借り入れし、規模拡大し、そこにはアスパラやミニトマトを栽培し、契約出荷をされるそうです。この方もなかなかパート人員を増やすことが難しいので、人員を少なくし、出来るだけ機械を導

入して、効率化を図り、収益を確保することを目指されています。1番も同様に地元の方々も協力し、応援しています。今回の経営改善計画の更新については、特に問題はありませので、ぜひよろしくお願いたします。

議 長

沖田推進委員からご意見をいただきました。谷口委員、この他何かご意見はありませんか。

谷口委員

沖田推進委員とともに面談をいたしました。1番、2番、どちらの申請者も、ともに前向きに非常に頑張っています。問題ありません。

議 長

続きまして、3番担当の水本推進委員は欠席です。船木委員から意見をお願いします。

船木委員

14番、船木です。3番の申請者は法人で、令和5年3月6日の総会で、農業経営改善計画の認定にかかる意見聴取について、意見を水本推進委員とともに述べさせていただいたとおりで、今回、イチゴの生産量を増やす計画です。イチゴの観光農園を開園され、2か月が経ちました。春休みやゴールデンウィークは多くの方が訪れ、盛況でした。私の印象としては、何と云っても、社員の皆さんが、直接お客様と接し、生の声が聞けるということは、意識高揚につながり、社員の作業効率が格段にアップしているのではないかと期待しております。また法人代表者は、〇〇の委員もしており、自分の経営だけでなく、若い人たちの農業に対しても引っ張っていくという気持ちがとても強く表れていますので全く問題はありませ。

議 長

続きまして、4番は事務局から意見を述べていただきます。お願いします。

事務局（小林主任技師）

4番の申請者は現在7県で植物工場を稼働し、大規模な農業経営を行っています。このような複数の都道府県にわたる農業経営改善計画については、国が認定することになっています。

今後は、〇〇県内で18棟、約6haの植物工場を増設するとともに、生産方式や経営管理の合理化を進める計画になっています。なお、本社のある広島市では、現在4棟で約73aの植物工場がありますが、全体から比べると比較的小規模なもので今後も変更はありません。これら申請のあった経営改善計画については、問題点は見受けられません。以上で4番の説明を終わります。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続きまして、議案第5号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について、19件を上程します。説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第7号、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないこと、非農地の判断について説明します。農地の利用状況調査の結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと認められる土地について、非農地の判断をすることとされており、その判断基準は、農業的利用を図るための基盤整備事業等が計画されていない土地のうち、森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、又は、周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続利用できないと見込まれる場合のいずれかに該当するものと定められています。

議案の46ページをご覧ください。今回、1番から4番で上程している合計19筆の土地は、担当の農地利用最適化推進委員及び農業委員の調査で、現況が雑木、笹等の山林もしくは、雑木、カヤ等の原野であり、農地に該当しないと判断される土地です。以上で議案第7号の説明を終わります。

議 長

議案第7号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見を伺います。1番、2番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。令和5年4月10日に1番、2番について世羅推進委員と非農地判断の現地調査を行いました。主にカヤが生えており、それに雑木、竹が生えているような状況で、これを何とか復元できるかなと相談した結果、とても農地への復元は見込めないだろうということで、非農地と判断しました。

議 長

3番、4番、高島委員。

高島委員

11番、高島です。3月20日に中道推進委員と現地調査を行いました。3番につきましては、雑木や笹、カヤ等が生えており、また4番につきましては、雑木林という感じになっております。中道推進委員につきましては、1月にも2回ほど現地調査を行っています。そういったことで、山林と判断をさせていただきました。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、非農地、つまり農地に該当しないと判断することについて、異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、19件について非農地の判断をすることについて決定いたします。

以上で、農地に係る審議事項を終了します。

続いて、農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第6号の専決処理について、97件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第6号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出、51ページから53ページの18件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出、54ページから63ページの57件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、64ページの6件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、66ページから67ページの10件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第

5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回の専決処理、68ページの1件、及び報告第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、69ページの5件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

以上で報告第1号から第6号までの説明を終わります。

議 長

報告第1号から第6号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5の農政に係る審議事項の議題に入ります。令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について及び令和5年度最適化活動の目標の設定等について、事務局に説明をお願いします。

事務局（平木主幹）

令和4年度最適活動の目標及び目標に対する点検・評価について説明します。配付資料別冊A3横長の資料をご覧ください。

まず1の最適化活動の成果目標の農地の集積は、目標の11.2%の集積率に対して、9.1%でした。これは、令和3年度末の集積面積226.4haから0.6ha増加し、227.0haとなったものです。

次に成果目標の遊休農地の解消等ですが、法第32条第1項第1号の遊休農地のうち、草刈り等を行うことにより、直ちに耕作可能となる農地を緑区分とし、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地を黄区分に分類しています。このうち、緑区分の解消目標面積1.7haに対して0.6haの実績でした。

黄区分は、遊休農地がなかったため目標を策定しておりません。

また、新規発生 of 遊休農地の解消目標面積0.9haに対し0.7haの実績でした。

成果目標の新規参入の促進の農地所有者への同意を得た上で公表する新規参入者への貸付等の農地面積ですが、目標の6.0haに対して0でした。

続きまして2の最適化活動の活動目標ですが、農業委員、推進委員の月当たりの活動日数、目標の10日に対して平均6.4日となっています。

次に活動強化月間と新規参入相談会への参加ですが、どちらも目標を達成していません。内容は11月に遊休農地の解消として、遊休農地所有者に戸別訪問を行い、意向の把握等を行っていただきました。12月は新規参入の促進として、推進委員のかたにスローライフで夢づくり新規就農者を訪問し、面談等を行うなどのフォローをして

いただきました。1月は農地の集積として、推進委員に認定農業者を訪問し、面談を行い規模拡大等の意向を確認していただきました。

新規参入相談会への参加ですが、令和4年12月に農業振興センター主催のひろしま活力農業経営者育成研修体験会に、地元の農業委員、推進委員に参加していただきました。

最後に3の点検・評価結果ですが、目標に対して期待を上回る結果が得られた方が3人、目標に対して期待どおりの結果が得られた方が9人、目標に対して期待をやや下回る結果となった方が49人で、全体としては、目標に対して期待をやや下回る結果となりました。

資料の2ページ目からは委員ごとの点検・評価の結果を付けており地区協議会の単位で、評価をしていますので、またご確認していただければと思います。

以上で、令和4年度最適活動の目標及び目標に対する点検・評価の説明を終わります。

吉田委員

2ページ目以降の委員毎の評価ですね。委員というのは、どなたか分かるのですか。

事務局（平木主幹）

一人の委員につき1ページです。全員の61人分あります。

吉田委員

では、3ページは別の方ですか。名前は記入していないということですね。

事務局（平木主幹）

名前は記載していません。

吉田委員

では、2ページ目が自分ののですか。

事務局（平木主幹）

違います。2ページ目は、地区は旧市になっていると思います。

ご自分の活動等を覚えていらっしゃれば、吉田委員ですと、佐伯区を見てもらって、そこにあると思います。点検・評価をご自分でされているので、どれかは見て分かると思います。委員毎の点検・評価は、どのようなことを書いておられるか、また見ていただければと思います。

続きまして、8ページ、資料2の令和5年度最適化活動の目標の設定等についてをご覧ください。令和3年度までは目標及びその達成に向けた活動計画でしたが、内容が大幅に変更され、令和4年度より最適化活動の目標を設定し、達成状況を点検・評価し公表することとなりました。

最適化活動の目標は成果目標及び活動目標があり、成果目標は①農地の集積、②遊休農地の解消、③新規参入の促進で、農業委員会全体及び農業委員、推進委員の担当区域毎に設定しております。

活動目標は農業委員、推進委員の活動日数の目標を定め、また、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進について3か月以上の活動強化月間を定めることと、新規参入相談会への参加となっております。

それでは、最適化活動の成果目標について説明します。まず、農地の集積についてですが、令和12年度を目標に広島市に集積率29.3%、523haの配分があり、令和5年度は65haを目標としています。昨年も言いましたが、とても目標を達成することが難しい数字となっております。

続きまして新規参入の促進についてですが、過去3年間の権利移動面積の平均が83.2haで、その1割以上を目標とするようになっておりますので、8.4haを新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積の目標とします。今、説明した数字が農業委員会全体の目標で、それをそれぞれ農業委員、推進委員の方に割り振ったものが資料11ページとなります。集積面積、新規参入貸付等同意面積は、全体の目標面積を担当地区ごとの農地面積により按分し割り振っております。

遊休農地につきましては、遊休農地の発生があった地区の推進委員に目標面積を割り振っております。

最適化活動の活動目標については、活動日数を月に10日、活動強化月間を3か月、新規参入相談会への参加1回を、それぞれ目標としています。

成果目標の農地の集積については、目標の達成が難しい目標面積の設定ではありますが、何卒ご理解・ご協力をお願いします。

なお、先程の点検・評価及び目標の設定等については、ホームページ上で公開するとともに、県をとおして、国に提出することとなります。以上で、説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、令和4年度最適化活動の目標及び目標に対する点検・評価について及び令和5年度最適化活動の目標の設定等については、この内容としてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、原案どおり決定させていただきます。

続きまして、令和5年度農地利用状況調査の実施計画案について、事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

13ページの資料3をご覧ください。今年度の農地利用状況調査の実施計画案についてです。

1は実施概要です。実施方針として、「管内全地域を調査し、地域の農地利用状況を確認することで、遊休農地の実態把握と発生防止・解消、担い手及び新規参入者への農地のあっせん等に取り組むことを目的に実施する。」としております。調査時期は、5月から8月15日までです。

調査方法では、タブレット又は図面を持参して行うこととし、農業委員は、推進委員とともに少なくとも1日は協力して利用状況調査をお願いします。特に、前年、遊休農地と判断した農地の状況については、勧告となる場合もありますので、調査のご協力をお願いします。

今年度の新たな遊休農地については、調査図面の提出にあわせ、一覧表を提出するよう変更しております。提出いただいた一覧表を基に、9月に開催予定の地区協議会で、今年度の遊休農地を決定することとしておりますので、事前に推進委員と協議をお願いします。

次に、16ページに、実施計画に記載してある年間の調査スケジュールを一覧にしておりますので、参考にしてください。

次に、17ページ、「〔1〕タブレットによる調査方法について」です。タブレットの操作方法については、別途説明会を開催する予定としております。

次に、18ページ、「〔2〕農地利用状況調査図面の記入方法について」です。図面による調査方法に特に変更はありません。

続きまして、次の19ページ、をお開きください。「利用状況調査の実施上の留意事項等」についてです。調査の目的については、先ほどご覧いただいた「実施計画」とおりましたが、その趣旨は、農地の利用促進のための情報収集であることを踏まえ、今後活用を考えるべき農地をピックアップすることを意識して、取り組んでいただければと思います。例えば、意向調査の対象となる遊休農地だけでなく、保全管理、耕作中でも、近い将来荒廃等の恐れがある農地も含めて考えていただければと思います。

今回の利用状況調査において、今後活用を考えるべき農地をピックアップされた場合は、20ページの様式等より、随時又は調査報告時に、事務局へご提出ください。

次に、変更事項として、今年度の新たな遊休農地の一覧表の提出を、第3回地区協議会ではなく、利用状況調査図面の提出時期である8月15日までに変更しておりますので、よろしくをお願いします。

その他、利用状況調査図面の拡大希望がありましたら、21ページにあります利用状況調査図面の拡大希望に基づき、事務局までお申し出ください。

以上で、令和5年度の利用状況調査の実施計画案についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

それでは、この案のとおり、利用状況調査の実施計画といたします。

続きまして、令和6年度市農政に関する意見書についての議題に入ります。事務局に説明をお願いします。

事務局（小林主任技師）

資料4、22ページをご覧ください。令和6年度市農政への提案・意見についてです。

3月の総会及び3月の地区協議会配付資料で市農政への提案・意見についてお願いしたところですが、これまでに提出のあった意見・提案を取りまとめたものを参考資料としてお配りしております。資料は、農業委員会の主な職務である「農地利用の最適化の推進」（遊休農地の解消・担い手への農地利用集積・新規参入の促進）及び「その他」の大項目に分類して一覧としています。この資料をもとに、5月の各地区協議会で協議・検討を行う予定としております。

また、昨年提出した意見書についても、本日関係課より説明がございましたので、それも踏まえて、追加で具体的な意見・提案を募集したいと思っております。ご意見のある委員は、24ページの様式にお書きいただき、事務局へ提出いただきますようお願いいたします。5月19日までに事務局へ提出をお願いいたします。

以上で令和6年度市農政への提案・意見についての説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

吉田委員

令和5年度の農業委員、推進委員の活動説明ですが、地域計画を今年度から2年で作成するという事になっていると思います。地域計画の作成はどこが主体ですか。農業委員が関わることは必要だと思いますが、予定はどうでしょうか。

事務局（平木主幹）

地域計画につきましては、区の農林課で計画して、農業委員会は目標地図の

素案を作成することになっています。地区協議会等で素案を協議していただくようになっています。具体的な進め方については農政課と協議をしているところです。また詳しいことが決まりましたら、随時説明していく予定です。

議 長

それでは、市に対して追加で意見がある委員は、お手元に配付されています様式に記入し、5月19日までに事務局へ提出ください。

続きまして、議事日程6のその他事項に入ります。事務局から報告をお願いします。

事務局（山崎主事）

農業委員会日より、令和5年夏号1面記事について、説明します。配付資料の25ページをご覧ください。

農業委員会よりは、農業委員会の広報誌として年に2回、7月と1月に発行しております。1面の記事については、各地区で順番に委員が取材し、掲載することが決定されています。これは、管内の農家、集落での各種事業の取り組みなど、地区の農業委員・推進委員で協議して取材し、400から450字程度の文章を作成し事務局に提出していただくというものです。写真については事務局が取材等と同行し、事務局で撮影いたします。次の発行は令和5年夏号で、担当地区は佐伯区になります。佐伯区の農業委員・推進委員さんで協議の上、取材先等の決定をしていただき、決定しましたら、事務局にご連絡ください。原稿の提出は5月26日金曜日までをお願いします。参考までに、これまでの担当地区と記事について列挙していますので、参照してください。

事務局（小林主任技師）

続きまして、27ページの資料6をご覧ください。有害鳥獣の防除用施設の補助制度についてです。イノシシやシカ、サルなどの有害鳥獣対策で、防除柵等を設置する際に、2分の1以内の補助を行います。補助対象となる資材は下の表のとおりです。補助対象となる資材は、今年の4月から原則来年2月10日に購入したものに限り、予算に限りがありますので、お早目にお申込みください。

続きまして、29ページをご覧ください。令和5年度狩猟免許試験についてです。広島県では、下の表のとおり狩猟免許試験を行う予定です。受験を検討されている方がいらっしゃいましたら、受付状況は随時ホームページに掲載しますので、事前にご確認の上、お申し込みください。

続きまして、31ページをご覧ください。広島市有害鳥獣駆除従事者育成補助金についてです。こちらは、狩猟免許を取得し、市内の有害鳥獣駆除活動に協力する方について、狩猟免許取得経費の一部の補助を行うものです。狩猟免許取得を目指される方がいらっしゃいましたらご紹介ください。以上で、有害鳥獣の防除用施設の補助制度等についての説明を終わります。

続きまして、33ページの資料7をご覧ください。水田活用の直接支払い交付金についてです。水田において、麦や大豆、飼料作物、野菜等の生産を行う方に補助金を交付しております。対象となる作物や参考価格については、次のページ以降に記載されておりますので、詳しくは資料をご覧ください。

続きまして、37ページの資料8をご覧ください。担い手育成研修生についてです。こちらは、昨年度農林水産振興センターで農業研修を修了して、今年4月1日から就農した人の名簿です。スローライフで夢づくり18期生4名が、安佐北区、佐伯区へ就農されました。農地のあっせんのご協力、ありがとうございました。次の38ページは、今年度センターで農業研修を受けている研修生の名簿です。ひろしま活力農業経営者育成事業25期生1人については、4月1日から、佐伯区で実地研修に入っています。また、活力の〇〇さんが安佐北区白木町へ就農予定です。生産販売農家育成コースについては8人、栽培技術基礎コースについては4名の受講生がいます。今年度もあっせんのご協力をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、39ページから42ページをお開きください。こちらは、3月に取りまとめをさせていただいた、令和4年度の農業委員・推進委員の農業体験学習についてです。昨年はコロナウイルスの影響もございましたが、多くの活動をしていただいております。ご提出ご協力いただいた委員の皆様、ありがとうございました。

続きまして、43ページ、資料10をご覧ください。こちら、2月の総会でお声がけさせていただいた、中山間地域お宝資源掘り起こし事業について、今年度の補助対象事業が決まりましたのでお知らせするものです。この4件に決定したということです。

続きまして、広島市農業委員会研修会及び懇親会等についてお伝えいたします。45ページ、資料11に記載しましたとおり6月5日の総会開催後に開催いたしますので、お間違えの無いようお願いいたします。

続きまして、今週の木曜日からの地区協議会開催日程についてお伝えいたします。46ページ、資料12に記載しましたとおり開催いたしますので、お間違えの無いようお願いいたします。内容については、資料に記載の項目を予定しておりますので、ご出席よろしく申し上げます。

47ページ、資料13をご覧ください。今年度の認定農業者・青年等新規就農者の認定計画と、それに関してご出席いただく予定の推進委員の一覧表です。なお、認定農業者の意向等により変更になることがございます。

事務局（山崎主事）

続きまして、令和5年5月の現地調査日程についてです。48ページをご覧ください。今月の許可案件等の受付締切日は5月15日月曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日火曜日の午前は旧市、午後は安芸区、17日水曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は

白木・高陽地区、安佐南区、佐伯区につきましては、G7サミットの交通総量抑制対策により、年間予定の18日木曜日から23日火曜日へ変更しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしくお願い致します。

続きまして、もりメイト育成講座についてです。配付資料の49ページ資料15をご覧ください。農林水産振興センターから、令和5年度もりメイト育成講座の募集チラシが送られてきましたのでご紹介します。この講座は、一年を通じて下刈り、間伐、竹林整備、植林、枝打ち、里山整備の講習を行い、森林ボランティアを育成するものです。研修修了生は、任意の活動や、もりメイト倶楽部hiroshimaに加入してのグループ活動で、里山の再生や、間伐の実施などの実績があります。お知り合いの方で、興味のある方がいらっしゃれば、ご案内をお願いします。以上で、その他の説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和5年第6回総会を終了します。次回の総会は、令和5年6月5日月曜日午後1時30分から、本日と同じ東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。また、総会終了後は研修会が同じ建物の5階講堂でありますので、よろしくお願い致します。それでは、鍛冶山会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

鍛冶山会長職務代理者

大変皆さまお疲れ様でした。今ちょうど農繁期に入っておと思いますが、農作業事故もちょっと増えているということなので、皆さん十分気を付けてやっていただきたいとおもいます。本日はどうもお疲れさまでした。